

# 設備工事に係る専門工事設計図書作成要領

土木部営繕課

令和4年12月

改正履歴

	H31年1月	R元年11月	R2年3月	R2年10月	R4年12月
□電気設備工事					
・太陽光発電	H31.1 策定			R2.10 一部改訂	R4.12 一部改訂
・非常用自家発電 設備			R2.3 策定	R2.10 一部改訂	R4.12 一部改訂
□機械設備工事					
・昇降機設備	H31.1 策定			R2.10 一部改訂	R4.12 一部改訂
・自動制御設備		R元.11 策定		R2.10 一部改訂	R4.12 一部改訂
・浄化槽設備				R2.10 策定	R4.12 一部改訂

## 目次

1. 総則
  - 1-1. 要領策定の経緯
  - 1-2. 目的
  - 1-3. 適用範囲
  - 1-4. 専門工事の定義
  
2. 電気設備工事
  - 2-1. 太陽光発電設備 (S-1～S-15)
  - 2-2. 非常用自家発電設備 (G-1～G-12)
  
3. 機械設備工事
  - 3-1. 昇降機設備 (E-1～E-17)
  - 3-2. 自動制御設備 (A-1～A-23)
  - 3-3. 浄化槽設備 (J-1～J-8)

## 1. 総則

### 1-1. 要領策定の経緯

県が発注する設備工事の中で、技術的な専門性が高く、対象となる設備システムに求める「性能」を設計図書に規定する工事（以下「専門工事」という。）については、設計作業の前段において基本的な性能を定め、その性能に基づき複数の専門工事業者（メーカー含む）へのヒヤリングや提供を受けた技術資料等を参考に性能を確保しうる仕様等を決定し、設計図書を作成している。

この場合、設計図書に特定の専門工事業者の仕様等を記載するケースや、工事費内訳を専門工事業者固有の項目を基に積算するケースも多いことから、特定の専門工事業者を優先しているかのような誤解が生じないように、設計図書に記載する設備システムの性能を確保しうる必要最低限の情報とし、公共工事の設計図書として公平な内容とする必要がある。

### 1-2. 目的

専門工事について、設計図書の記載内容や積算項目を標準化し、適正な設計図書の作成に資することを目的とする。

### 1-3. 適用範囲

本要領は、福島県土木部が所掌し、建築関係工事積算基準により設計・積算を行う工事に適用する。

### 1-4. 専門工事の定義

本要領における専門工事とは、設備システム一式について専門工事業者の見積を参考として設計図書を作成する工事とし、以下に示すものとする。

<input type="checkbox"/> 電気設備	<input type="checkbox"/> 機械設備
・太陽光発電設備	・昇降機設備
・非常用自家発電設備	・自動制御設備
	・浄化槽設備

- ・太陽光発電設備
- ・非常用自家発電設備

- ・昇降機設備
- ・自動制御設備
- ・浄化槽設備